

婉

子

女

王

(五)

—栄花物語人物考—

杉 崎 重 遠

婉子女王の一生を通観して見るに、趣くとも転機と考へられる時期が二つあつた。即ち、その一つは花山天皇の女御となつた時期であり、他は藤原実資の北の方となつた時期である。いふところの花山天皇の女御となつた時期について、栄花物語の作者は如何なる動機によるものか明かではないが、この時期に於ける婉子女王の動静に異常な興味を持つて虚構を敢てしてまでも筆を走らしてゐる。このことについては既に第四項に於いて詳述しておいたが、要するに花山天皇をめぐる女御群のなかに於いて主役の位置を与へてはゐないにしても、とにかく婉子女王に主体性を持たせてゐるのである。然らば、第一の転機と考へられる実資との結婚についての記述は如何といふに、栄花物語の記述に關する限り、記事Hの一項があるだけである。それに加へるために、参考とするに足る記事を探し求めたところで、漸く記事Fの一項が拾ひ出されるだけである。先に「花山たづねる中納言」の巻に於いて記事Aから記事Eに到るまでの五箇条の記述を与へて執拗と思へるまで婉子女王のことと興味を抱いて筆を弄してゐる栄花物語の作者が、この巻につづく「さまざまのよろこび」の巻に於ける記

事Fを前提を置いて、それにつづく「見はてぬ夢」の巻に於いて僅に記事Hの一項だけで婉子女王にとつては後半世を支配すると言つてもよい重大な転機となつた実資との結婚問題を片付けてゐるといふことは、如何に考へても解し難いことではなければならぬ。これは一体どうしたといふのであらう。栄花物語の巻々が如何なる順序によつて執筆されて行つたかについては今俄に断言は出来ないが、仮に現在見らるる如き順序を追うて執筆されて行つたとすると、僅になか一巻を隔ててゐるに過ぎないのに、栄花物語の作者の筆致が、婉子女王のことと記すに當つてこのやうな豹変を見せてゐるのは不可解と言はざるを得ない。これに対しても、或ひは「花山たづねる中納言」の巻から「さまざまのよろこび」の巻を経て、「見はてぬ夢」の巻へと筆を及ぼしてゐる間に、何かの動機で作者の興味が婉子女王の身辺から離れて行つたとも考へられようが、或ひは亦、作者の興味は依然として婉子女王の身辺につながつてゐたものの、山積する歴史上の事項を次々に叙述することに追はれて、婉子女王の結婚といふ一些事の経緯を記す余裕を見出せなかつたがためにその記述を漏らしたとも考へら

れよう。このやうな解釈が正論を射てゐるか否かは別として、いづれにしてもこの問題を取扱ふに当つて見せてゐる作者の態度の豹変は解し難いことである。

註一 ここで第四項といふのは、拙稿「婉子女王（四）」（国文学研究第三十一輯——昭和四十年三月発行——所載）を指す。尚、以下の本文に於いて第一項・第二項・第三項との文字を使用することもあるが、それは拙稿「婉子女王（一）」（国文学研究第四十二号——昭和三十五年十月発行——所載）・「婉子女王（二）」（同誌第二十四輯——昭和三十六年九月発行——所載）・「婉子女王（三）」（同誌第二十七輯——昭和三十八年三月発行——所載）を指すものである。

解し難いと言へば、単にこのやうに記事の分量の点で見せた作

者の態度だけではない。記事Hに見られる如く筆を執るに際して作者が与へてゐる記事の内容も亦さうである。筆者が筆を進めてゆくために、再記の繁をいとはず次にこの記事を再び掲げるなら、小野宮の実資中納言、式部卿の宮の御女、花山院の女御に通ひ給ふという事出できただれば、一条の道信の中将さし置かせける。

嬉しきはいかばかりかは思ふらんうきは身にしむ心ちこそすれ

我も懸想し聞えけるにや……

である。

見はてぬ夢——

見らるる如く、婉子女王の結婚のことを報告するに当つて栄花物語の作者の執つた態度は、第四項で見て來た如く婉子女王の側に立つて述べてゐるのではなく、恋の三角関係の一角になつてゐた然も結局のところ敗北者となつた藤原道信の側より述べてゐるのである。同じ婉子女王の身辺のことにつれながら、その花山天皇の女御時代のことを記すに當つて栄花物語の作者が婉子女王に主体性を持たして叙述してゐたのに対して、その結婚のことを述べるに當つてこのやうに焦点を第三者の上に移して、本来ならば主体性を持たしてもよろしからうと思はれる婉子女王その人を脇に置いた作者の態度が、先に考へた記事の多寡よりも理解に苦しまざれる次第である。不可解といふことよりすれば、この叙述態度の方に一層その程度の濃厚なものが感じられるのではないか。

さて、栄花物語の記載順よりすれば、この記事には長徳元年（九九五）秋の頃といふ時期が与へられてゐるが、そのことについて既に第一項に於いて詳述しておいたので、ここでは再述の煩を避けたおからう。又、栄花物語の作者がこの記事を以て長徳元年秋の頃に位置づけたことの理由についても亦同じく第一項に於いて触れておいたので、これ亦再説の愚を繰り返さないでおかう。但し、その際、当然触れるべくして遂に機会を逸した事柄が一つあるので、次にそのことについて触れておからう。と言つても外のことでもない。この記事の冒頭に記されてゐる「小野宮の実資中納言」との九字である。いふところの実資が中納言に在任せたのは長徳元年八月廿八日から長保三年（一〇〇一）八月廿

五日に到る前後六箇年間のことであつたが、これを更に仔細に見るなら、長徳元年八月に參議から權中納言に昇任した実賀は、翌二年七月廿日に中納言に転任してゐるのである。それ故、栄花物語の記事の配列順を追つて行つて、嫡子女王の結婚のことに触れてゐる記事の所在してゐる時期にたどりついた場合、その時期に於ける実質の官名を權中納言と記さなければならぬのに、栄花物語の作者が中納言と記してゐることに對して一応疑問が生じないでもなからう。さりながら、この疑問に對して、作者が正權を嚴重に區別しないで中納言と記したものと理解すればこの疑問は解消するであらう。又、観点を換へてここに実質を以て中納言と記してゐることに對するなら、記事Hを抜きに際して働いた作者の意図が那辺より出たかが伺へるのではなからうか。即ち、実賀の官名を中納言と記すことによって、記事Hをしてその位置——長徳元年秋の頃に定着せしめようとした虛構により眞實性を持たせようとしたものと考へて然るべきであらう。只、記事Hが持つ年記が作者の虚構に出てゐることを一見して明かならしめてゐるのは、そこに見えてゐる和歌の作者藤原道信が、その前年正暦五年（九九四）七月に永眠してゐることを考慮に入れるなら、直に悟れるであらう。従つて、道信のこの和歌の作られた時期を栄花物語の言ふが如く長徳元年秋の頃とは到底考へられないし、道信の永眠した前年の初秋とも考へられないことは勿論である。尤も、このことについて既に第一項に於いて述べておいたが、道信のこの和歌の作られた時期をそこで長々と考へたのは單に和歌の作歌時期を追求するがためではなく、そのことによつて嫡子女王が

実賀と結婚した時期を探らうとしたからである。それ故、第一項に於いてこの和歌の作歌時期について考察した部分の末節に於いて、嫡子女王の結婚時期に對して正暦五年以前と一応考へることが出来たのである。但し、それにつけ付け加へた憶測で、「正暦五年に近い過去とするよりも花山天皇が出家された寛和二年に近い頃に求むべきであらう」と述べておいたが、このやうな憶測を下すに到つた根拠については一言も断つてゐない。その際、当然記すべきにも拘らず、そこに記さなかつたことは一応問題になるであらうが、第一項の場合にはいづれこの憶測について語る機会が廻つて来ることもあるらうかと思つて殊更に触れないでおいたのである。然らば、このやうに述べて来たこの際、そのことに触れるのが或ひは事の順序とも思はれようが、追々にそれに触れてゆく心構へなので、今亦この憶測については追求しないでおかう。

註2 小右記（大日本古記録本）の長徳元年の条は略本のため

に八月廿八日の記事を開いてゐるので、直接小右記より任權中納言のことは伺へないが、一代要記が、

四同三年為正

——丁集・一条院・中納言——

と言つてゐる。因に、現在大日本古記録本小右記は僅に三巻が上梓されてゐるだけなので、就いて見られるのは長和三年までである。従つて、同年以後は史料大成本乃至前田家中本等に拠らざるを得ない。又、公卿補任（國史大系本）は、その長徳元年の条の參議の項及び權中納言の項の尻付に於いて、その任權

中納言のことを報告してゐるが、ここには、その參議の項の…

…八月廿八日任權中納言。

との記事を挙げれば事は足りるであらう。一方、中納言に転じたことについては、略本ながら幸ひにも伝世してゐる小右記の長徳二年七月廿日の条に、

…大納言時中、ミ納言余、転正…

との記事があつて、実賀自身の筆によつて確認出来るので、公卿補任の記事を引用するまでもなからうが、参考までに挙げれば、正に転じたことは長徳二年の条の權中納言の項及び中納言の項の尻付に於いて報告されてゐる。さりながら、ここには、その權中納言の項の

…七月廿日転正。

との記事を記しておけばよからう。

註3 道信の卒年については第一項に於いて小記目録（史料大成本）により、第三項に於いて二十一代才子伝（八代集全註に翻印する）により紹介しておいたが、ここには史料的価値よりして、第一項に挙げておいた小記目録・第廿一の
同月（遠云、正暦五年七月）十一日、左近中将道信卒事、
——庶人卒、付女、小兒、法事——

との記事を再録しておかう。

何しろ婉子女王の結婚問題を婉子女王の側に立つて述べてゐる資料が一つもないこととて、今しばらく道信の和歌「嬉しきは」を論考の拠点とすることも亦止むを得ないことであらう。

今井源衛氏はその玉稿「花山院研究」^{註4}に於いて花山法皇についての詳しい考察を發表してゐるが、その2に到つて花山法皇をめぐる女性たちの上に筆を及ぼしてゐる。そして、そこに婉子女王に関する記事の見られるのは当然であるが、その又中に於いて、

…又、婉子は、栄華物語によれば長徳元年小野宮実賀の北方となつた次第が記されており、この際藤原道信が実賀と恋を争つて敗れ、「嬉しさはいかばかりかは覺ゆらん、うきは身にしむ心地こそすれ」と詠んだ（大體）^{（節縮伝）}といふ。婉子はしかし、間もなく長徳四年七月二十七歳で死去した…

—第四章 退位時代・五 女性たち—

と言つてをられる。婉子女王の結婚生活の短かつたことに触れてられる部分はともかくとして、今の場合、それに先立つ部分は軽々に看過出来ないのである。といふのは、今井氏が如何なる意図でされたかは知るべくもないが、婉子女王が長徳元年に実賀と結婚したと言つてをられる一節である。勿論 同氏が長徳元年説を立ててをられるのは、上文に見えてゐる栄華物語の記述に従はれたのであるが、栄華物語に基く長徳元年説については既に筆者が述べて来た如く栄華物語の作者の虚構から出したことである故、この年記には信を置き難いのである。されば折角の今井氏の御説ではあるが、婉子女王の結婚時期を考へる場合には参考とし難いのである。

註4 今井源衛氏の「花山院研究」はその一・その二と「文学研究」に掲載されたものであるが、未完である。即ち、その一

は同誌の第五十七輯（昭和三十三年三月発行）、その二是第五

十八輯（昭和三十四年七月発行）に掲載されてゐる。

今井源衛氏の玉稿以外で「嬉しきは」の歌に言及されてゐるものとしては安藤太郎氏の「道信集について」及び「藤原道信の生涯について」がある。前者は宮内庁書陵部の桂宮本「道信朝臣集」の甲・乙・丙三本の関係を論じられた末に、そこにある和歌の作歌時期を考証されたものであり、後者は「前書き」・「歌人としての出発」・「父為光と挽歌（哀傷歌）」・「交友（特に公任と実方）・恋の歌」・「結語」等の項目を樹てられて道信の生涯を述べられたものである。勿論、双方に於て「嬉しきは」の歌について言及されてゐるが、次に先に公表された「道信集について」に見えてゐる安藤氏の考説を引用するなら、

この歌「或る所にうらやましきことを聞きて」とあり、小野宮実賀中納言が、式部卿宮為平親王の女で花山院女御婉子に通ひ出し、そのため中将道信が失恋した時の歌であることが栄花物語・大鏡などに見えてゐる。女御婉子の入内は寛和元年12月（日本紀略）。花山院出家は翌寛和2年6月23日（栄花物語・大鏡・本朝世紀）であるからこの歌は寛和2年以後である。但し栄花物語に中将道信あるのを信ずれば、道信が中将となつた正暦2年（中古歌仙伝）以後の歌か。

——三・作歌時期考証——
である。一方、「藤原道信の生涯について」に於ける叙述は如何といふに、この方は前者に比べてやや長文で、先づこの歌の作ら

れた背景を前者よりやや詳しく述べられた末に、

女御婉子の入内は寛和元年12月（日本紀略）。花山帝出家は翌年6月であり、栄花物語には中将道信があるので、中古歌仙伝を信すれば中将は正暦2年で道信20歳頃の歌と推定される。

——三 交友（公任と実方）・恋の歌——

と作歌時期に筆を及ぼしてをられる。この両者を比較して見るに、栄花物語の記事に中将道信とあるのを信する限り、典拠とされた中古歌仙伝に道信が中将に任官したのは正暦2年（九九一）とある故、この年——正暦2年を以てこの歌の作歌時期を考へる拠点とされてゐることは両者軌を一にしてゐるもの、前者では正暦2年以後とされ、後者では正暦2年とされてゐる点が異つてゐる。又、後者には「道信20歳頃」と道信の年齢を添へられてゐることも大きな相違である。

婉子女王の結婚時期を考へるに当つて、今井・安藤両氏は栄花物語に見えてゐる「嬉しきは」の歌を同じく問題にされてはゐるが、今井氏は栄花物語に於けるこの歌の所在する位置から考へられ、安藤氏はそこに見えてゐる道信の官名から論を立てたために、この歌の作歌時期延いては婉子女王の結婚時期についての考察に大きな開きが生じたのである。今井氏の考説について筆者の意見は既に述べておいたので、ここでは安藤氏の考説に対する筆者の意見を述べよう。

成程、安藤氏が述べられている通り、栄花物語にいふ「道信の中将」が組上に上つて来るなら、道信が中将に昇進した時期が問題になつて來るのは理の当然である。そこで、同氏の教示に従つ

て中古歌仙伝——正しくは中古歌仙三十六人伝(新校群書類從本)

——について、道信の経歴を探って見るに、

……永延二年正月廿九日任「左近少將」……正暦二年九月廿一

日転「左近中將」……

とあつて、正暦二年九月に道信は左近少將から左近中將へ昇進したことが伺へよう。但し、この頃のことを伝へてゐる記録として小右記、権記(史料大成本)があるが、前者は正暦二年の条を全く缺いてゐるし、後者はこの年の条を伝世しながら略本のために九月廿一日の条を佚してゐるので、記録の側からは道信任中將のことを確認することは不可能である。さりながら、日本紀略(新訂増補国史大系本)の九月廿一日の条に、

除目。

——正暦二年条——

と記されてゐることと、公卿補任の正暦二年の条の権大納言藤原道長の項の尻付に「九月……廿一日中宮大夫如元」及び同書の翌三年の条の非參議者原輔正の項の略歷に「正暦二年……九月廿一日転式部大輔」等と見えてゐることと併せ見た場合、正暦二年九月廿一日に行はれた除目の片鱗が伺へるであらう。従つて、その際、道信が左近中將に昇任したことに対する傍証がこれによつて得られないでもなからう。

かうして曲りなりにも道信の任中將の時期を正暦二年九月と知り得たにしても、直にこの時期を以て「嬉しきは」の歌の作歌時期とは看做されないのである。といふのは、道信は正暦二年九月よりその永眠した正暦五年七月まで左近中將に在任してゐたからである。即ち、その在任期間としてはこのやうに短期間であつて

も、この歌を作り得る時間は約三年に亘つてゐるから、適確に道信が左近中將に昇進した後の正暦二年——即くとも冬期の三箇月は數へられるであらうから——に作歌したとは言へないからである。それに、栄花物語が仮に「道信の中將」と言つてはゐても、それは最後の官名を以て記してゐるのであるから、尚更、安藤氏が「藤原道信の生涯について」に述べられてゐる如く正暦二年廿歳頃の歌とは推定し難いのである。若し同氏の所説に従ふなら、むしろ「道信集について」に於いて述べてをられる正暦二年以後の歌と考へる方が相当なのではあるまいか。尚、同氏は「藤原道信の生涯について」に於いて道信の年齢を二十歳と記されてゐるが、先に第三項の註八に於いて触れておいた如く、ここでも亦道信の年齢を推定されるに当つての根拠を示されてゐないのである。さりながら、思ふに同氏が試みられた道信の年齢推定には、筆者が先に第三項に挙げておいたかの二十一代才子伝の「正暦五年卒。時年二十三」との數文字を考慮に入れられてのことではなかつたらうか。

註5 「道信集について」は文学・語学第十八号(昭和三十五年十二月発行)に、「藤原道信の生涯について」は言語と文学第三卷第六号(昭和三十六年十一月発行)にそれぞれ発表されている。

註6 道信の最後の官職が左近中將であったことは中古歌仙三十六人伝が左近中將を以て最後の官名(兼官を除く)としてゐることより伺へるが、端的に言へば小記目録の「左近中將道信

「卒事」との文字によつて立証出来るであらう。

道信が左近中将に昇進してからのある時期に「嬉しきは」の歌が作られたといふことは取りも直さず嫡子女王の結婚時期を探る一つの指針を与へられたことになるのであるが、その昇任時期が正暦二年といふことが判然としたところで、必ずしもこの年に嫡子女王が結婚したものと考へられることになる。とはいふものの、正暦二年といふ年紀が視界に上つてゐたということは嫡子女王の結婚時期を探る上には重大な事柄である。即ち、この年紀によって嫡子女王の結婚時期の最上限が確定したからである。それに、第一項に於いて記事Fの年紀を考へた際に、そこに見られる「小野宮の実資の君は宰相になりて……やもめに在すれば」から実資が参議に任せられた永祚元年（九八九）二月の頃には北の方と死別して孤閨を保つてゐたと述べておいたが、そのことをこの際想い起すなら、そして、栄花物語が記事Fに於いて述べてゐることが出来るであらう。即ち、嫡子女王が実資と結婚し得る年期の最上限は、道信側から考へて来た年期よりも更に二年遡らせることが出来るであらう。即ち、永祚元年より正暦元年を揃んだ同二年に到る期間が考へられて來るのではないか。先に第一項に於いて、

強いて憶測を下すなら、正暦五年に近い過去とするよりも花山天皇が出家された寛和二年に近い頃に求むべきであらう。との立言を、このやうな憶測をするまでの過程を示さないで、公表した底には永祚元年より正暦二年に到るまでの期間が考へられ

てゐたからである。

以上によつて道信及びその「嬉しきは」の歌からする嫡子女王の結婚時期についての考察は、一応終つたやうであるが、尚、嫡子女王の結婚に關聯してゐる歌が前大納言公任卿集（註：國歌大系本）に見えてゐるので、この辺りで、その方へ筆を移して行かう。

さて、前大納言公任卿集に見えてゐる歌といふのは外でもない

小野宮の右大臣殿式部卿宮の女御のもとに參りはじめ給ひて三日いとつれづれなるに今宵まわりて物語も聞えむとあ

りければ

秋風の袂すべしき宵ごとに君まつ程は人やうらみむ

かへし

恨むべき人をば知らで秋風に尾花をあやな頬みけるかな

おはし馴れし頃焚物を聞え給ひたりければ

古は葬りし宿の女郎花香を陸まじみ知りもこそすれ

女郎花同じ野へには生ふれども葬りしねにはあらずとか聞く

此の歌ども心得ねばもとのまゝと本に

との一連四首であるが、これを熟視するに、実資の結婚当時の贈答歌とやや後の頃の贈答歌との二部から成り立つてゐる。詞書より推すに第一首と第三首とは公任の歌であり、第二首は実資の歌であり、第四首は小君の歌となるが、前の贈答歌には秋風が、後のそれには女郎花が詠み込まれてゐて、これらの歌が秋に詠まれたことが教へられる。よつて考へるに、嫡子女王が実資と結婚し

たのは某年の秋の頃であつたらう。勿論、最初の歌の詞書にいふ「小野宮の右大臣殿」は実資の最後の官名によつて記したものであるからこれらの歌よりその作歌時期を探ることは不可能である。尤も、前大納言公任卿集の歌の排列順序が年代を追つてゐれば話は別だが、同集を通覽するに年代は区々なので、この家集からはこれららの歌の作歌時期を明かにし難い。只、その季節が秋であることを知り得たことを以て満足する外はない。

尚、これらの歌について今井氏もその「花山院研究」に於いて触れてをられるが、その部分は先に引用しておいた部分即ち婉子女王の永眠のことと述べられた部分に直につづけて、
……公任卿集には、実資が婉子に通いはじめた頃の贈答歌が見
える。

——第四章 退位時代・五 女性たち——

と記された後にかの四首を援用され、その末を、

ここには、何か婉子のあだな性格が窺われる様だが、実資の小野宮殿と東院とは中御門、大炊御門の両大路を距てるのみで、わりあい近いから、次の花山院の歌も、或はその頃婉子に贈つたものかも知れない。

昔御覽じける人の近き程に渡りたる由きかせ給うてつかはしける」との詞書を持つ千載集・十四に見えてゐる花山法皇の御製を

「その頃——婉子女王が実資と結婚した頃との謂でもあらうか——婉子女王に贈つたものかも知れない」と言つてをられるが、何分にもこの御製の作られた時期が判然としない上に婉子女王が実資と結婚してからの居所が判然としないことなどからして、或ひは同氏の推測が当つてゐるかも知れないが、今のところ、俄に賛否を決し難い。

しける
よそにては、なか／＼さてもありにしをうたて物思つ昨日今日
かな（千載集十四 恋四）
と婉子女王に關する記述で結んでをられる。
今井氏は、「こゝには、何か婉子のあだな性格が窺われる」と

言つてをられるが、この四首の何処から左様に感じられたのであらうか。或ひは第四首目の小君の歌——同氏は新校辨書類従本に拠られたと見えて小君を「こきみ」と記されてゐる——を故君の歌と解されて、故君即ち亡くなつた方即ち婉子女王の歌と思はれて婉子女王の性格をこのやうに解されたのであらうか。それとも、或ひはその上に「嬉しきは」の歌に関する徳川本大鏡（岩波文庫本）なり梅沢本古本説話集（同上）なりに記されてゐる批評的な言辞の影響を受けられてこのやうに解されたのであらうか。

筆者の忖度の當否はともかくとして、同氏の立言は婉子女王の性格を考へるに當つて参考とするに足りるであらう。又、実資の小野宮殿と花山院の東院とが近接してゐることを前提にされて、「昔御覽じける人の近き程に渡りたる由きかせ給うてつかはしける」との詞書を持つ千載集・十四に見えてゐる花山法皇の御製を

註7　註国歌大系の第十三卷 中古諸家集の例言に拠ると、前大納言公任卿集は羣書類従本を底本として校註者即ち井幸助氏所藏の日吉神庫本の写本で校合されてゐる。それ故、新校羣書類従本の前大納言公任卿集とは歌の排列は全く同じである。
只、相違してゐるのは用字であつて、或ひは国歌大系本では漢

字を使用してゐるところが仮名書きになつてゐたり、又、前者に焚物であるのが後者では焼物となつてゐるが如くである。そ

れ故、このやうに用字の相違が間々あるにしたところで、いづれに従つてもさして支障はきたさないであらう。

註8 後にも述べる如く、姫子女王と実資との結婚生活は多く染殿で營まれたのではなからうか。それ故、仮に姫子女王が実資との縁に引かれて小野宮に居住してゐたとしてもさして長期間ではなかつたらう。若し、今井氏の推測されてゐる如く、花山法皇の御製が姫子女王へ贈られたにしても、小野宮・東院・染殿等の邸宅の伝領關係、殊に居住關係が明白にならない限り、同氏の推測には俄に左袒し難いので、暫く本文の如く贅否を決しないでおいたのである。

栄花物語の記事H及び記事F即ち「嬉しきは」の歌に關係ある事柄を追求して行つて姫子女王の結婚時期の最上限を永祚元年二月に定めることが出来たし、又前大納言公任卿集に見えてゐる二組の贈答歌からしてその時期を年は定かではないが秋のことであつたと明かにすることが出来たのである。必然性はないが若し仮にこの両者を結びつけて、姫子女王が実資と結婚し得る時期の最上限を永祚元年秋と看做したとすると、その場合、かうして仮定して得た年紀が果して実状に副つてゐるであらうか。次にこの点について考へて見ることにしよう。

永祚元年といへば、小右記は幸ひにも広本を伝世してをり、然もそれは年間を通して見ることが出来る。今、その小右記を秋の

条に絞つて見るなら、

十六日、甲午、室町殿從此未時許俄以危急……仍破物忌馳

向、令立□願、証空去十二日条善、比間内方俄又惱煩、早帰以□令加持也、入夜詣室町……

廿日、戊戌、女人・小兒相共度二条、依小野宮北垣葺□替也、詣室町……次參故太相府、□退、女人等相共帰、依犯土了……

——以上七月条

八・九両月の条には關係記事が見当らないが、七月の条では二箇條關係記事が目につく。いふところの「内方」乃至「女人」は実資の北の方の謂であるから、とにかく永祚元年七月の頃には既に再婚してゐたことが、これらの記事から教へられるであらう。但し、そこに「内方」又は「女人」等の文字を以て表現されてゐる女性を直ちに姫子女王に比定してよいかと言ふに、それは俄に断言出来ないであらう。

尚、この二個条について考へなければならないのは室町二条。小野宮等の邸宅名が散見してゐることである。いふところの室町は當時実資の実姫室町尼君——実資と同じく祖父実頼の戸籍に入つてゐた女性——の居所で、恐らく姉弟の母藤原尹文の女の關係から室町尼君が伝領してゐた邸宅であらう。二条はその先妻源惟正の女と結婚生活を営んだ場所で、この婚姻關係によつて実資が惟正から伝領してゐた邸宅であつた。小野宮はその祖父実頼の居

所であつて実資が譲られて伝領してゐた邸宅であつた。即ち、これらの中の邸宅の伝領關係を整理するなら、実資自身は二条又は小野宮に居住してゐたことになり、或ひはその北の方とも同棲してゐたかも知れない。そして、室町は姉の居所であつた故、ここに実資乃至その家族が居住してゐたとは到底考へられない。若し、ここに逗留してゐたとしてもそれは一時的のそれであつたらう。然も室町に対する関係はその北の方とても実資と同然であつたらう。実資が永祚元年秋の頃に再婚してゐたとすると、その再婚時期は何時であつたらうか。それを確めるために、関係記事を小右記の永祚元年七月の条より溯つて行つて見よう。先づ、六月の条であるが、そこには、

十六日、乙丑……内方度町室、

十八日、丁卯……内方今夜從室町歸度、所被迎取、頗有相怨云
ニ、極無所拠、、、

廿一日、己巳、晴空師為内方加持……

との三箇条が見られる。その廿一日の条は別に考へるべきこともないが、十六・十八両日の条については少し考へなければならぬ。即ち、実資に含むところのあつた北の方が室町へ赴いたもの、実資に迎へられて中一日を以て実資の許へ帰つたが、その含むことは根拠のないことだと実資が言つてゐるのである。この夫婦喧嘩はたわいのないものであるが、問題は北の方が赴いた先が室町と言つてゐることである。恐らく、これは義姉室町尼君の居所なので、そこへ逃げたものと解すれば一応納得が出来るのではなからうか。

次は五月の条であるが、そこには、

九日、戊子……女人相俱今度渡高行宅達方……

との一箇条が見られるだけである。そして、この条は見らるる如く簡明なので別に言ふことはないが、只、注意しなければならないのは、伝世の小右記では「内方」又は「女人」・「女房」との文字が見られるのはこの記事を以て最上限としなければならないことである。即ち、永祚元年の四月の条及び春の条、又は略本で伝世してゐる永延二年の条にはこれらの文字が見られないからである。更に溯つて永延元年に入ると、その秋、冬の条は闕佚してゐるし、春・夏の条は広本で伝世してはゐるもの、そこにも亦これらの文字が見られないである。それに反して、二月の条に於いて、

廿一日、甲寅……(源遠古) (源カ)前伊与介弁邊業朝臣相俱相定故先法事雜事、

との記事に遭遇し、降つて、五月の条に入つて、

三日、甲子、仮四、明日為修故者周忌法事、參登天台、宿慶円房……

四日、乙丑、於東塔常行堂令修法、事、依鄙乏不令行香堂童子(源遠古) (前伊与介修誦調、云)……未時許事畢下山、依方忌今夜宿

(源遠古) 陳泰宅、

八日、己巳、相當故者周忌日、令修誦論於天安寺、以嚴康師令齋食、

等の三箇条に接することが出来る。都合併せて四箇条を数へるこれらの記事は相連闇するものであつて、いふところの故者の周忌に係つてゐる。二月廿一日に実資が故先(者)の法事雜事を遠古

遠業等と定めてゐるといふことは、この兩人が故者——源惟正女^{註12}の兄弟であつたからである。そして、この日定めた法事の雑事とは五月四日に觀山東塔に於いて行はれた際のものためか同月八日に天安寺に於いて行はれた際のものためか、そのいづれとも俄に決し難いが、八日のそれは私的なものである故、恐らく対世間にに行つた四日の法事のためではなからうか。それはそれとして、いふところの故者の法事に對して実資がこのやうに関心を持つてゐるのはその故者が実資の亡室であつたからであらう。そして、八日の条に「相当故者周忌日」と記してゐるところより押せば、その亡妻は寛和二年（九八六）五月八日に永眠したのであらうが、小右記は寛和二年の条を闕佚してゐることとて、直接実資の筆を通じてそのことを明かにし難い。但し、桃裕行氏がその忌^{註13}日考に於いて指摘されてゐる如く、その後実資は正暦四年（九九三）・寛弘八年（一〇一一）・万寿四年（一〇二九）等の五月八日に、この女性のために天安寺に於いて諂誦を修してゐることからしても、五月八日を以て正日とすべきであらう。

ここで推測を下せば、実資が再婚し得る期間は、その先妻である源惟正女と死別した寛和二年五月八日より小右記に「女人」との文字の見える永祚元年五月九日に到るまでの三年間の秋といふことになるが、寛和二年の秋は妻の記憶の生きしい時期である故、恐らくこの年の秋には再婚しなかつたであらう。さすれば残された永延元・一二年の秋は如何といふに、双方共に可能性はないであらう。即ち、永延元年の秋は既に亡妻の周忌法事をすましてゐることとて再婚するに心の負担を感じなかつたであらう、永延二年の秋に到れば尚更である。それに実資の年齢は三十一・二歳^{註14}を数へてゐるのであるから、いづれの年の秋に再婚したものと考へても、この方面からは別に異論は生じないであらう。そこで、更に大胆な推測を下して永祚元年五月九日の条にいふ「女人」を仮に嫡子女王に擬定したとするとき、事はどのやうに展開するであらうか。勿論、そのことを考へるに当つてかの「嬉しきは」の歌にまつはる三角關係を忘れるることは到底出来ない。よつて、それを考慮に入れて、嫡子女王なり道信の年齢を数へるなら、時に嫡子女王は十六・七歳であり、道信も亦十六・七歳である。三十一・二歳の壯年の実資が漸く青年期に入つた十六・七歳の道信と十六・七歳の嫡子女王を争つて三角關係を展開するといふのは、或ひは不自然・不可解なことであるかも知れない。さりながら、それは今日的な考へであつて、早熟であつた平安朝の貴族社会の人々の上に今日的な規範を当てはめるのは如何かと思はれる。それ故、年齢的に甚しい相違を見せてゐる実資と嫡子女王——道信が嫡子女王に恋愛したところで同年輩である故、別にをかしくもなからう——とが恋をし、そして結婚したことであつた時の貴族社会では別に異常事ではなく、ありふれたことであつたろう。只、嫡子女王なり道信なりの年齢を幾分でも実資のそれへ近づけようとするなら、永延二年秋の頃のこととした方がよいのではないかであらう。但し、この場合、「嬉しきは」の歌の轡絆となつてゐる道信の官名の中将は最後の官名を記したものと解しておけばさほど負担に感じる必要はなからう。

てゐる。委細はそれに譲つておく。

註10 二条殿については別に「藤原実賀二条家考」・「源清延二条家考」及び「源泰職二条家考」等を用意してゐる。委細はそれらに譲つておく。

註11 小野宮については別に「小野宮考」を準備してゐる。委細はそれに譲つておく。

註12 小右記の永延元年二月廿一日の条にいふ「故先(者)」が実賀室に相当することはつづく三個条と併せ見た場合推察がつかず、その源惟正女に相当することについては適確な証左がないので、この日の条に見えてゐる遠古なり遠業なりとの関係を考察して推測するの外はなからう。大日本古記録本の校註者が「故先(者)」の左註「実賀室」の下に「源惟正女」との四字を添へられたのも、このやうな操作をされた上でのことであつたらう。因に、この問題については、桃氏がその「忌日考」に於いて詳しい考証を試みられてゐる。

註13 忌日考には「平安時代中期に於ける」との題題が添へられてゐる。伊東多三郎氏編に係る国民生活史の5、生活と道德習俗のなかに収録されてゐる。

註14 実賀の年齢は、公卿補任の寛徳三年(一〇五二)の条及び一代要記の後冷泉天皇の条にその薨日と享年が記されてゐるので、それより逆算すれば得られるが、同じ記述ながら、ここには、扶桑略記(新訂増補国史大系本)の後冷泉天皇の条に、承元寛徳三年丙戌正月十八日、大臣藤原朝直実賀薨。年九十歳。より逆算しておいた。

これで、一応、姫子女王が実賀と結婚した時期を探り得たやうであるが、まだ結論として永延二年秋の頃といふ時期を持ち出せなかつたのである。といふのは、桃氏が、筆者の所説を援用され、忌日考に於いて、

……仮りに正暦五年とすると、実賀三十八歳、女王二十三歳であるが、婚姻生活は四年となり、實際もそれ以上にさう多くの年数は加へ得ないであらう……

——三 藤原実賀 (7) 姫子女王——

と言はれ、かの小右記の永祚元年五月九日の条に現はれてゐる「女人」又はその後の条の「内方」を姫子女王以外の女性に当ててゐられるからである。

次に桃氏が擬せられてゐる女性について検討するのが順序であらうが、その前に、永祚元年十月の条以後に現はれてくる「女人」なり「内方」なりの跡をたどつておかう。

永祚元年の冬の条には実賀室に関係ある記事は全くなく、翌二年即ち正暦元年の条はその秋・冬の条が広本で伝世してゐるが、その七月の条に入つて、久し振りに、
廿一日、甲午、内方今夕為達方忌度室町、明日帰……

との記事が現はれてくるが、暫く跡を絶つて、十一月の条に到つて、その最末に、
卅日、辛丑、今朝帰度小野宮、女人度室町、晚頭帰小野宮、
と記されてゐるので以て、正暦元年の条が終つてゐる。翌二年の条は逸文が少々存してゐるだけであり、三年の条は広本ながら正

月の条の殘闕を存してゐるだけである。次いで、四年の条は如何といふに、春・夏の条は広本を、秋・冬の条は略本をそれぞれ存してはゐるもの、実質室のことと触れてゐる記事は、漸く二月の条の

六日、甲子……招証空阿闍梨令加女人入住、依少邪氣之恐。
〔持説文〕
に到つて初めて記事が見られ、つづいて

七日、乙丑、從昨日招証空阿闍梨令加持病者……

との記事、そしてなか一日置いて、

九日、丁卯、女人自今曉重惱煩、辰時産、但尻天了、仍召奉平
〔釋〕
而案内、申云、未時吉時、雖然相當女人衰時、申一点出奔宜
歟、其方可用乾方者、仍申一点使石作忌節令奔置乾方、其處蓮

台寺南邊云々……為女人自今日令詔空阿闍梨修法、但伴僧四口、
との記事が見られる。次いで、四月の条に入るや、

廿四日、壬午……女房自去夕有惱煩、招覺緣師令祈薦、

とあり、翌五月の条には、

三日、戊寅、自今日限七箇日以招空阿闍梨、為女房、令修不動
調伏法、為除病也、伴僧二口、闍梨依有所勞、以手替師時々令

行、
九日、丙申……女房・小童令參詣祇園……
衛門者は是如御^之乳母^也、誰人頻慾受^之所立之率都婆也、

廿二日、己酉、今日於祇園令軒落說心經、為身及妻子・家人也、
毎年、首為歲事可奉令說之由令祈申也、付明能師所令軒也、住
彼寺者也

等の三箇条が見られ、六月の条に進むと、
七日、甲子……今夕女人及尼送仁海前寺、
〔釋〕
在神明寺

八日、乙丑、自寺示送云……又女房心神如例、邪氣通夜被調伏
云々、

九日、丙寅、今朝女房自寺帰出……

十日、丁卯、依犯土事、今朝女房相俱向仁海師許……乘晚帰家

十四日、辛未、女房自今朝俄重惱煩、其躰似邪氣、仍招仁海上
人、深更來、加持之間邪氣出來、通宵調伏、

十八日、乙亥、自昨日女人有煩、仍請証空阿闍梨令加持、邪氣出
來、調伏之後已似平復、

次いで迎へた長徳年間の条は、その元・二・三年の条共に略本であつて、直接実質室に触れてゐる記事は一つも見当らない。更に四年の条は如何といふにこれは全く闕佚してゐるために問題にはならない。若し、此の間に於いて実質室——嫡子女王に關係ある記事と言へば、

……為故左衛門、今日令立率都婆供養、以仁佛阿闍梨令行、左
衛門者是如御^之乳母^也、誰人頻慾受^之所立之率都婆也、
〔註〕
この長徳三年(九九七)七月五日の条があるだけである。

註15 この条は桃氏も亦忌日考に引用されてゐる。そして、
……この期間(遠云、嫡子女王と実質とが結婚生活を営んだ
期間)の小右記は闕けたり、略本だつたりして、確実に嫡子女
王のことの見えるのは略本の長徳三年の卷の七月五日の条

に……

——三 藤原実資・(7) 婦子女王——
と記され、ここに引用した部分を挙げられ、

……と、嫡子女王の乳母乳母左衛門の為に卒塔婆を立てた記事だけであるが……

と述べられてゐる。

——同上——

これで小右記に女人・内方・女房等の文字で表現されてゐる実資室に関する記事を見尽くしたやうであるが、桃氏は現在のところ小右記の永祚元年五月九日の条に初見し、正暦四年六月十八日の条以後現はれて來ない実資室を以て、更に、

……詣町尻殿見弁腹小童、小時帰、

との寛弘二年(一〇〇五)二月十四日の条、及び、

……弁腹小童、無業自西殿送給也、即見返送……

との同年四月十七日の条等にいふ弁なる女性と「恐らく同一人であらう」と推測され、この女性をば嫡子女王以外の女性に擬定されてゐる。即ち、惟正女と嫡子女王との間に介在するこの女性を以て、小右記に、

亡室遠忌、修諷誦仏性院

と実資がその遠忌を嘗んだことが寛弘二年五月十六日の条にのみ出てゐる女性に擬定されてゐるのである。同氏はここに記されてゐる仮性院から、本朝文粹(新訂増補国史大系本)の八に收められてゐる源順の「九月尽日於仮性院精秋」と題する詩序に

仮性院者、蓋前納言折勝地発仮廟、所建立也、寺捕台嶽之西脚、山臨洛城之東頭、自城至山七八許里……

とある仮性院と、親信卿記の天延二年(九七四)四月五日の条に、夕皇太后大夫於仮性院薨逝、生年五十八云々、

と記されてゐる仮性院とを導き出され、更に山城名勝志にいふ赤光明神南方田宇、今日仮性院、

の仮性院を参照されて、この仮性院を中納言兼皇太后宮大夫藤原朝成(定方六男)註17が西坂本に建立した仮性院であらうと推定され、かの小右記の寛弘二年五月十六日の条に於いてその遠忌を修せられてゐる実資の亡室を以て、

……或は朝成の子孫でもあらうか。

——三 藤原実資・(6) 室某(藤原氏か)——

と言つてをられる。又、かの永祚元年五月以後の小右記に、同年六月十八日・正暦元年七月廿一日・同年十一月卅日等の条に実資室が室町に赴いてゐることに着目され、更に実資自身が天元五年(九八二)正月廿四日以後しばしば室町に赴いてゐることを参酌されて、

……右の期間(遠云、永祚元年五月九日より正暦四年六月十八日までの期間)この女性はしばしば室町に渡つてゐるのであるが、この室町は前に述べた如く実資の姑であり、例の宇津保物語^{註18}中に見える貞信公石帶を実頼から伝領した人物である。(永祚元年三月二日条……)そして実資自身が室町に到ることはもつと早く、現存小右記の始まる天元五年の始めから頻出する

る所であり、これは姉を訪ぶ為もあらうけれども、「晚景詣室町、小兒在乳母宅云々、仍遣車令迎」（寛和元年二月十四日条）、「為見小兒詣室町」（同三月九日条）等の条は、室町に女人が居り、それとの間に小兒があつたことを思はせ、永祚以後の女人も室町を媒として考へれば、同じ人物ではないかと思はれる

——同上——

と言つてをられる。引用するところ長文に失して恐縮であるが、これを要するに、寛和元年頃の女人と永祚以後の女人が同一人物ではないかと言つてをられるのである。果してさうであつたなら、この女人は実資の最初の北方である源惟正がまだ健在であつた頃から既に実資の室となつてをり、然も惟正女の歿後すぐなくとも七年間も、その地位を保つてゐたことになるが実状は果してさうであらうか。後に触れる機会があらうと思はれるのでここには詳述しないでおくが、実資には嫡子女王の永眠後正室と名付けられる女性は存在してゐなかつたので、桃氏は室町に因縁を持つてゐる女人を以て、

この「亡室」は遠忌を修した年を知るのみで、歿年を詳にしない……

……嫡子女王の歿した長徳四年から少くとも寛仁元年までは「室^{註19}」があるなかつた筈であり、「亡室遠忌」とともかくも室の字を用ゐてゐるからには、この仏性院関係の亡室は、嫡子女王の歿した長徳四年以前に歿し、恐らく女王の前の室であつたのであるう……

——同上——

と言つてをられる如く、仏性院関係の亡室を以て惟正女と嫡子女王との中間を占める実資室に擬定してをられるが、この間に些か訛りとしないものがあるやうな気がしないでもない。仮に一步譲るなら、或ひは永祚元年五月以後の女人が仏性院関係の亡室と同一人物であるかも知れないし、又、その女性が惟正女の永眠以前に「室町に女人が居り、それとの間に小兒があつた」と思はれる女性であつたとしても、何も惟正女と嫡子女王との間に介在してゐた実資室と擬定する必要はないであらうと思はれる。尤も、惟正女の生存してゐた間は後年の道長の閨房に於ける鷹司上と高松上との如き序列が実資の閨房に於いても見られ、室町に關係を持つ女性が高松上の存在であったものが、前者の永眠後に鷹司上の存在を認められたといふ如き事が生じたのであつて見れば、或ひは惟正女と嫡子女王との中間に介在する実資室と擬定をされても問題は生じてないであらう。又、觀点を換へて言へば、この仏性院関係の亡室は、桃氏自身実資の子の權少僧都良円のことに関及されて、

……そしてさらに大鏡にいふ「すえに宮仕人をおぼしけるはらにいでおはしたる男子は、法師にて内供良円君とておはす」とある官仕人はこれに當るのでではないか。（「弁」は官仕人としての称号であらうか）

——同上——

と良円の母のことにつれてをられるし、更に、良円のを僧としての経歴を述べられた末に、

……僧綱補仕^{註20}によるに、良円は延暦寺の僧で……永承五年六十

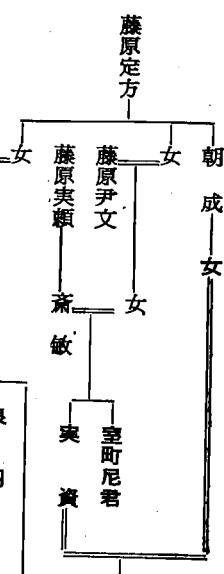
八歳で權少僧都として寂してゐるから、逆算して永觀元年誕生となり、寛和元年は三歳となり、小右記に室町に到つて見た小兒は良田に当ると見てよいであらう。即ち良田は知り得る限りの実資の子であった……恐らく良田の生れた時の母親が正式の室でなかつた為に僧侶としたのであらう。又後に室としながらも、その忌日が一回限りしか見えないことは、実資が重んじた程度を表はすものであらう。

——同上——

と言はれてゐる如く、弁と呼ばれたらしい官仕人であつたかも知れないし、寛和元年に実資が室町に到つて見た小兒の母であつたかも知れないし、又寛和元年當時三歳であつた良田の母であつたかも知れないが、ここに引用した桃氏の論考の結果から推せばこの女性は実資室として或ひは終世高松上の存在又はそれ以下の存在しか認められてゐなかつたのではなからうか。

とにかく、この女性は桃氏が言つてをられる如く実資からはさほど重んじられてゐなかつたかも知れないが、この女性が、

（聊か率強かも知れぬが、源重光が室町宅のこと再三實資或は尼君と交渉してゐるので^{註21}（正暦四年正月二十五日、二月十二日、五月一日条）、重光と室町尼君との関係が考へられる一方、同じ重光が仏性院の創立者藤原朝成の甥に当り、その雅会に列してゐるところからも、仏性院に諱諱を修せられた亡室が室町尼君と關係ある女人に當る可能性も考へられよう）と桃氏が言つてをられる如く室町尼君と何等かの關係があつたことは、



と言つてをられるやうなことは果して可能であらうか。桃氏が引用してをられる寛和元年三月九日の条は「為見小兒詣室町」であるから、正しく室町に小兒が居てこれを見るために実資がそこに赴いたとも解されようが、これに先立つ同年二月十四日の条は「晚景詣室町、小兒在乳母宅云々、仍遣車令迎」であるから、小兒は室町には居らず、他所即ち乳母宅に居たことになり、それを室町に呼び寄せて実資が見たものと解さなければいらない。そして、後者を以て押すに、前者の文面は簡に失してゐるがその実言

は人としたことは後者と同一ではなかつたらうか。といふのはこの両者の持つ日時が至極接近してゐる点がさう思はせるからである。

よつて今問題にしてゐる女性——仏性院関係の亡室——に寛和元年当時小児があつたかも知れないが、その女性がその頃室町に居住してゐたとはこれらの文面からは到底考へられないものである。

一方、永祚以後の女人が既に見て來た如く室町へしばしば赴いてゐたにしても、それは前に触れておいた如く義姫の室町尼君の許として赴いたのであらうし、然も居住とは言へないほど短時間の逗留であつた。従つて、一步譲つて寛和の女性が何等かの意味から室町とは関係を持つてゐたとしても、桃氏の言はれる如く「室町を媒介として」寛和の女性と永承以後の女性とを同一人物と看做すことには躊躇せざるを得ないのである。桃氏の御説に導かれて仏性院関係の亡室を知り得た學恩に對して深甚の謝意を表する次第であるが、以上の如く考察を経て來た現在となつては、永祚以後の実資室と寛和当時の実資室とを同一視され、且つ、永祚以後のそれを以て仏性院関係の亡室と同一視される桃氏の御説とは袂を分たざるを得なくなつたのである。ここに到るまでの間に於いて筆致が桃氏の御説に對して加へた批判が或ひは非礼を冒してはゐなかつたかと深くおそれる次第である。が、それはそれとして、以上によつて、この永承以後の実資室を以て藤原朝成関係の女性即ち仏性院関係の女性ではないであらうとは說き得ても、これを以て直に積極的に嫡子女王に擬定すべきではないことは勿論である。

出来た。

註 17 藤原朝成の官職名なり輩行なりは公卿補任によつて取り敢えず記しておいた。

註 18 このことについては「室町殿考」に於いて触れておいた。

註 19 これは桃氏自身引用されてゐる如く、

陰陽頭文高来伝左府室家消息云、世間無常、旦暮難期、有一女子所思万端、件女子故右大欲與於余者、答云、染殿女御亡歿後、深訓念不可儲室之事、無止人々難有御消息、所不承從、との小右記の寛仁元年（一〇一七）一七月十一日の条にいふところの事柄を指してゐる。

註 20 興福寺本僧綱補任（大日本佛教全書・興福寺叢書第一所収）を参照しておいた。

註 21 このことは「室町殿考」に於いて触れておいたので、ことに詳述しないでおく。

註 22 桃氏も触れてをられる如く、先に挙げた源順の「九月尽日於仏性院惜秋詩序」（本朝文粹）の文中にいふ

……武衛尚書兩相公……

が、天保元年（九七〇）——同三年（九七一）の頃に於いては、參議右兵衛源重光と參議右大弁源保光兄弟（父は醍醐天皇子代明親王、母は藤原定方の女にして朝成の姉妹）に比定出来るからである。